

# 中小法人・個人事業者のための

# 一時支援金

申請は  
お早めに

## 緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 ▶▶ 2021年5月31日(月)まで

### 給付対象

**①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。**

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※
- ② 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

詳しくはホームページで  
ご確認ください。

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

### 給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60万円** を支給します。

個人事業者等 ▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上  
－ 2021年の対象月※の売上 × 3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

### 対象となる事業者①

2021年1月に緊急事態宣言が発令された地域のお客様に、商品・サービスを提供している全国の事業者

(例)

- 1 日常的に訪れるお店  
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容店や理容店、マッサージ店など
- 2 教育関連の事業者  
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 医療・福祉関連の事業者  
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 文化・娯楽関連の事業者  
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 旅行関連の事業者  
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

2021年1月に  
緊急事態宣言が発令された地域

栃木県・埼玉県・東京都・  
千葉県・神奈川県・岐阜県・  
愛知県・京都府・大阪府・  
兵庫県・福岡県

### 対象となる事業者②

事業者①と取引がある全国の事業者

(他者を経由して事業者①に商品・サービスを提供している事業者を含む。)

(例)

- 1 経営コンサルタントや士業など  
専門サービスを提供する事業者
- 2 システム開発などのITサービスを  
提供する事業者
- 3 映像、音楽、書き物のデザイン・  
制作などを行う事業者
- 4 飲料や食料品の卸売を行っている  
事業者
- 5 農業や漁業を  
営んでいる事業者

### 以下の場合には給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金※の支給対象の飲食店は給付対象外です。

(原則のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)  
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することがないように、よくご確認ください。

